

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第55回）
議事要旨**

○日時

令和5年9月27日（水）16時30分～18時30分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆委員長、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、岩船由美子委員、江崎浩委員、大石美奈子委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド株式会社 望月技術統括室長、電力広域的運用推進機関 大山理事長、日本地熱協会 後藤理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課 鍋島課長、（一社）日本風力発電協会 鈴木技術顧問、電気事業連合会 藤本専務理事、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事、送配電網協議会 山本理事・事務局長

○事務局

能村新エネルギー課長、小川電力基盤整備課長

○議題

- （1） 再エネ長期電源化・地域共生 WG での検討状況
- （2） 電力ネットワークの次世代化について
- （3） 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

○議事要旨

(1) 再エネ長期電源化・地域共生 WG での検討状況

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・今後再エネを導入していく上で、地域の住民の理解は大変重要。説明会が形骸化しないよう、住民の声をきちんと把握しながら、本当に説明が行えているかどうか、常に確認いただきたい。
- ・発電事業者には誠実な回答が求められるとあるが、何をもって誠実な回答になるのかは、引き続き検討をお願いしたい。また、説明会の議事のあり方についても、深掘りした検討が必要ではないか。
- ・非 FIT/FIP の事業の規律を維持する方法について懸念している。廃棄の問題でも、同様の問題があったかと思うが、非 FIT/FIP の事業規律をどのように確保するのか。
- ・再エネ特措法は関係法令が多岐にわたる中で、関係法令の説明等について、再エネ事業者に過度な負担がかからないようにすることが重要。また、再エネ海域利用法においても、協議会の中で地域への説明がなされるよう措置いただきたい。
- ・地域の住民への説明プロセスが透明な形で実施されるような仕組みを作っていくべきではないか。説明会に関する様々な情報が統合的に管理・公表される仕組みが、地域との誠実なコミュニケーションを担保する上で、非常に重要。こういったシステムの構築は、簡単ではないと思われるが、事務局でも検討いただきたい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・説明会の開催案内の期間について、周知期間が必要なことは十分理解する一方で、地域や自治体との調整も要する中で、柔軟な制度にしていきたい。
- ・更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄について、増設する場合には、変更認定時に一括して外部積立てを求めるとあるが、柔軟な対応をお願いしたい。

(事務局)

- ・事業譲渡の際の説明会には、譲渡人と譲受人が共にしっかりと出席いただき、確認事項や協議事項がしっかりと引き継がれるようにしていただく。その際、仮に虚偽の説明があった場合には、FIT/FIP 認定の取消対象とするなど、関係審議会での議論も踏まえて厳格に対応していく。
- ・説明会の形骸化を防ぐためにも、説明会の概要は認定後に公表する。認定後も住民の声を頂戴できるよう、資源エネルギー庁のホームページでも工夫をしていきたい。
- ・非 FIT/FIP の規律については、例えば電気事業法において、柵塀設置義務の対象を広げていく対応も既に講じているが、その他の規律についても、どのように非 FIT/FIP に適用させるか、検討を実施していく。
- ・関係法令が多岐にわたる中で、必要な手続のタイミング、再エネ特措法と関係法令との関

係性などについても整備を行っているところ。事業者の方々、自治体の方々にとって、連携がより効率的なものとなるよう検討を進めていきたい。併せて、一連の情報がしっかりと紐付けられるように、システムのアップデートにも取り組んでいきたい。

(委員長)

- ・建設的な意見を様々いただいたので、事務局におかれては意見を踏まえ、今後の制度設計を進めていただくようお願いしたい。

(2) 電力ネットワークの次世代化について

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・系統整備の負担については、電力会社の規模、費用便益分析の結果を踏まえ、ケース・バイ・ケース決めるべきではないか。また、広域系統整備を実施するに当たっては、需要地と供給地を直接つなげる欧州の事例等も参考にしてはどうか。
- ・系統整備の負担について、仮に、一般送配電事業者に対して適切なインセンティブが与えられず、広域機関の関与がなかった場合に、こういった課題が生じ得るのかについて、整理しておく必要があるのではないか。
- ・連系線の整備に関しては反対するものではないが、一般送配電事業者において各種調整が発生することにより、本来迅速に実施されるべきインフラ整備にまでブレーキがかかることは避けなければならない。
- ・地域内系統整備全国調整スキームを適用すべき範囲について、受益と負担の公平性という観点から整備を行うという点で全面的に賛成する。ただし、地域間連系線の増強計画との関係性を個別に精査するといったアプローチは必要になる。適用の判断が恣意的になることや、事業者にとっての予見可能性を損なう結論になることは避ける必要がある。
- ・再エネの導入が国の政策ということであり、今後の系統増強が再エネが増加することへの対応ということであれば、更に積極的に全国調整スキームを適用すべきではないか。
- ・今回の事務局の整理は合理的だとは思いますが、本来的な再エネの導入に伴う負担のあり方について、今後検討していくことが必要ではないか。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・地内系統の制約によって再エネの導入が滞らないよう、系統増強を合理的に進めていくことが重要。全国調整スキームの対象とするか否かの判断は、技術的な合理性に着目いただきたい。
- ・系統の整備については、想定される再エネの将来の配置計画及び開発工程を勘案し、出力制御低減の観点を踏まえ、必要な地内系統整備が早期に着手されるよう検討を加速してほしい。

- ・全国調整スキームを幅広く適用していくという提案について、受益と負担の考え方を踏まえて、最終的な需要家負担の公平性を念頭に、社会的に受容性のあるものとなるように議論いただきたい。
- ・系統費用については、需要家に対して負担について丁寧に説明をした上で、不公平感のないように進めていただきたい。

(事務局)

- ・系統整備における便益と負担の御指摘に関連して、再エネの導入拡大に伴ってどの範囲を全国調整スキームの対象とするのか、引き続き検討を深めていきたい。

(委員長)

- ・海底直流送電や地内の送電線の増強について、議論を行った。様々な意見をいただいたが、基本的には事務局の考え方に賛同する意見が多かった。事務局においても提示いただいた方向で検討を進めてもらいたい。

(3) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・気象モデルの効果的な利用や共同調達により調達量を削減できるという点は理解できる。必要量の合理化については、まずは過去の必要量の算定がどの程度正当であったのかについて検証を行うべきではないか。
- ・時間内変動等に対応すべき二次②・三次①は託送料金で賄うべきものであり、三次②は賦課金で賄うべき部分である。両者の機能や性質の差を踏まえた議論が必要ではないか。
- ・需給調整市場については、それぞれの市場の役務と対価、参加する電源について、もう少し丁寧に状況の精査を行うべきではないか。
- ・三次調整力②の1年間の変化について、エリアごとに異なる変動が見られており、その要因について分析を行うべきではないか。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・今回の事務局案については、調整力費用についてエリア間の地域差が現状よりも拡大する可能性もあるところ、今回の整理で制度を開始する場合には、運用開始から一定期間を経た後に状況を確認し、必要に応じて見直しを実施するといったことも重要。
- ・再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用については、海外の事例も参考にしつつ、調達量削減や抜本的な見直しができるのであれば、是非検討いただきたい。

(事務局)

- ・需給調整市場全体の現状について、状況を確認しながら、継続的に検討していく。

(委員長)

- ・ 効率的な調整力の確保、FIT 交付金の在り方については、委員の指摘も踏まえ、引き続き検討いただきたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365